



事 務 連 絡

平成21年3月27日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課 御中
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国立大学法人

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

不登校児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の
通学定期乗車券制度の適用について（通知）

標記の件については、平成21年3月12日付け文科初第1346号「高等学校における不登校生徒が公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」の別紙2において、JR各社の手続等は別途連絡することとされていたところですが、今般、JR東日本から、別添「実習用通学定期乗車券の取扱いについて」のとおり、平成5年3月19日付け初中30号「登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について」において通学定期乗車券制度が適用されている小学校、中学校等も含めて取扱手続等を定めた旨の連絡がありましたので、通知いたします。

なお、JR以外の交通事業者に係る手続等については、学校長又は教育委員会から直接問い合わせ確認するよう、お願いいたします。

については、下記の点に留意するとともに、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、このことについて、高等学校のほか、小学校、中学校等も含めて、周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

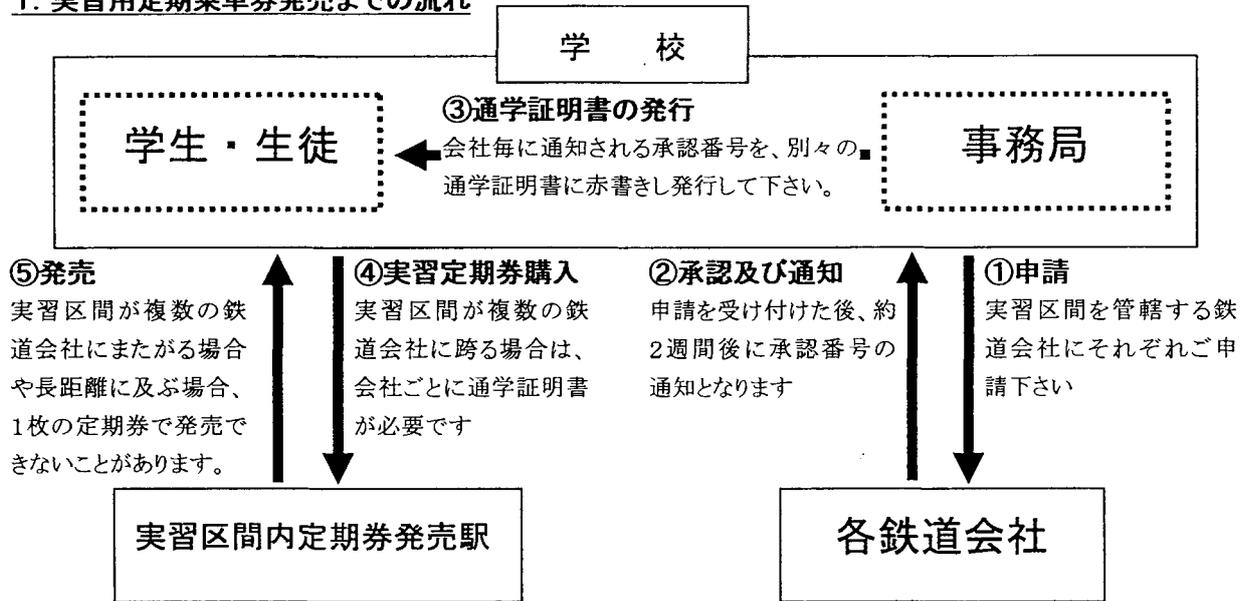
- 1 「実習用通学定期乗車券の取扱いについて」は、学校外の公的機関等で相談・指導を受けた日数を指導要録上の出席扱いとした不登校児童生徒を対象に申請することができること。
- 2 JR東日本以外のJR各社については、この取扱いと同様の仕組みで実習用通学定期乗車券が発売されていること。
- 3 JR各社における高等学校の実習用通学定期乗車券制度については、平成21年4月1日より適用することとなっていること。
- 4 高等学校の指導要録上の出席扱いは、科目の履修の認定に当たって考慮される授業への出席とは異なるものであること。

【参考】JR 東日本の首都圏における実習用通学定期乗車券の取扱い内容
(今回、高等学校にもこの取扱いを開始いたします。)

実習用通学定期乗車券の取扱いについて

実習用通学定期乗車券のお申し込み方法については、以下の点にご注意下さいますようお願い申し上げます。ご面倒をおかけいたしますが、ご理解のほどお願いいたします。

1. 実習用定期乗車券発売までの流れ



例1;実習区間が下北沢駅～新宿乗換～池袋駅の場合

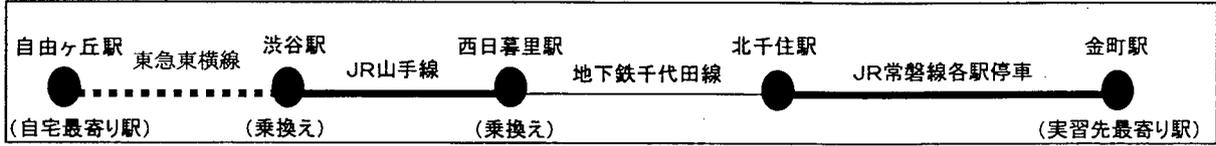


- ①申請 請;この場合の申請は、JR東日本(東京支社)と小田急電鉄に対して行います。
- ②承認 & 通知;JRと小田急から、それぞれ承認番号の通知を受けます。
- ③通学証明書の発行;JRの承認番号を明記した通学証明書と、小田急の承認番号を明記した通学証明書をそれぞれ発行して下さい。また、通学証明書の学校記入欄を記入していただき、通学証明書左上欄外余白に「実習」と赤書きしてください。
- ④実習定期券の購入;実習区内内の定期券発売駅であればどこでも購入いただけます(上記例;小田急では新宿駅、JRでは新宿駅・高田馬場駅・目白駅・池袋駅で購入可能)。
- ⑤発売 売;連絡運輸範囲(1枚の定期券で発売できる範囲)を駅係員が確認し、範囲内である場合は、1枚の定期券で発売いたします。(このケースは発売できる範囲です)
※ 実習用通学定期券は磁気定期券のみの発売となります。Suica・PASMO等のICカード乗車券では発売しません。



★自宅最寄り駅に近い下北沢駅にて、「下北沢～池袋」の実習定期券がお買い求めいただけます。お買い求めの際は、JRと小田急の承認番号をそれぞれ記入した通学証明書2枚をご提出下さい。

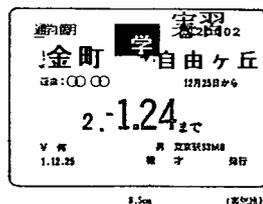
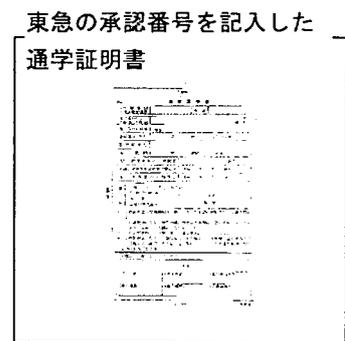
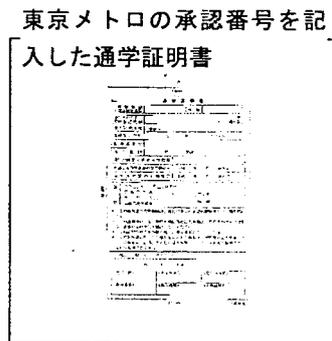
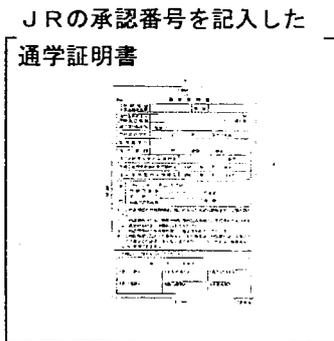
例2:実習区間が自由ヶ丘駅～渋谷乗換・西日暮里乗換～金町駅の場合



- ①申請 請;この場合の申請は、JR東日本(東京支社)、東京急行電鉄、東京地下鉄に対して行います。
- ②承認 & 通知;JR、東急、東京メロから、それぞれ承認番号の通知を受けます。
- ③通学証明書の発行;JR(「渋谷～西日暮里」、「北千住～金町」の2枚)、東急、東京メロの承認番号を明記した通学証明書をそれぞれ別々に発行して下さい(この場合4枚発行する)。また、通学証明書の学校記入欄を記入していただき、通学証明書左上欄外余白に「実習」と赤書きしてください。
- ④実習定期券の購入;実習区間内の定期券発売駅であればどこでも購入いただけます(上記例;東急では自由ヶ丘駅・渋谷駅、JRでは渋谷～西日暮里間・北千住～金町間各駅、東京メロでは北千住駅で購入可能)。
- ⑤発売;連絡運輸範囲(1枚の定期券で発売できる範囲)を駅係員が確認し、範囲内である場合は1枚の定期券で発売いたします
 ※ 実習用通学定期券は磁気定期券のみの発売となります。Suica・PASMO等のICカード乗車券では発売しません。

★JR金町駅にて、JRと東京メロと東急の承認番号をそれぞれ記入した通学証明書4枚を提出し「自由ヶ丘～渋谷～西日暮里(東京メロ経由)～金町」の定期券を購入。

★また、自宅最寄り駅に近い自由ヶ丘駅にて、JRと東京メロと東急の承認番号をそれぞれ記入した通学証明書4枚を提出し「自由ヶ丘～渋谷～西日暮里(東京メロ経由)～金町」の定期券を購入。



2. 申請時の注意点

(1) 承認条件

- ① 実習は、履修単位の認定を行うもの(単位の認定は行わないが、必修又は卒業要件とするものを含む)であること。
- ② 実習箇所から報酬・その他交通費に相当する手当の支給を受けないものであること。
- ③ 年度をまたがってのお申し込みはできませんので、実習期間については同一年度内での申し込みとなります。

【取り扱える例】 平成21年4月1日～平成22年3月31日

【取り扱えない例】 平成22年1月1日～平成22年7月31日

(2) 申請箇所

① JR東日本の申請箇所

JRはエリアごとに管轄する支社が異なっております【別紙1】。実習先最寄駅を管轄している支社へお申し込みください。なお、実習区間が複数の支社管轄エリアをまたぐ場合であっても、申請先は実習先最寄駅を管轄している支社へ一括してお申し込みください。

例;【自宅最寄駅】柏～(東京支社)～新松戸～西船橋～(千葉支社)～市川【実習先最寄駅】

→この場合の申請支社は、市川駅を管轄している千葉支社となります。

② JR東日本以外の各鉄道会社

JR他社の申請先については、【別紙2】をご覧ください。なお、JR以外の各鉄道会社の申請先については、別途個別にお問い合わせください。

③ 実習区間が複数の鉄道会社に跨る場合

実習区間が複数の鉄道会社に跨る場合、それぞれの鉄道会社にご申請ください。なお、この場合の JR 部分の申請先ですが、ご利用区間の中で最も実習先最寄駅を管轄している支社にご申請下さい。

例1: 【自宅最寄駅】 【実習先最寄駅】

武蔵浦和～(JR)～北朝霞 朝霞台～(東武)～和光市～(メトロ)～護国寺

→この場合の JR の申請支社は、北朝霞駅を管轄している大宮支社となります。

東武鉄道、東京地下鉄区間についてはそれぞれの会社へ申請下さい

例2: 【自宅最寄駅】 【実習先最寄駅】

練馬～(西武)～池袋～(JR)～新宿～(小田急)～町田

→この場合の JR の申請支社は、新宿駅を管轄している東京支社となります。

西武鉄道、小田急電鉄区間についてはそれぞれの会社へ申請下さい

(3) 申請方法

- ① 申請用紙については、【別紙3】を御覧ください。各鉄道会社共通となっております。
- ② 実習用通学定期乗車券発売申込書は、1件につき2部必要となります(本通とコピーの2部でお願いします)。またお申し込みの際は、住所等をご記入のうえ、切手を貼付けた返信用封筒も同封してください。
- ③ 内容の確認をさせていただく場合がありますので、お申し込みの際は、必ず電話番号及びご担当者の御名前を、申請用紙の担当者記入欄に明記して下さい。

3. 承認内容の通知及び通学証明書発行について

(1) 承認内容の通知期間

ご申請をいただいてから承認内容(承認番号)を通知するまでに約2週間かかります。従いまして、実習内容が決まりしだい、お早めにお申し込み下さいますようお願いいたします。

(2) 通学証明書発行の際の注意点

- ①【別紙4】の様式の通学証明書をご用意下さい。
- ②実習区間が複数の鉄道会社にまたがる場合は、その会社ごとに通学証明書を発行してください。
- ③通学証明書上部欄外左側に「実習」と赤書きし、右側に承認番号(例;J東東〇〇〇〇号)を記入してください。

4. 実習定期券購入時の注意点について

実習区間が複数の鉄道会社に跨る場合や長距離に及ぶ場合、1枚の定期券で発売できないことがあります。この場合は、定期券区間をどこかで区切る必要が出てきますので、その際は駅係員の指示に従ってください。購入できなかった区間についてはその区間の鉄道会社で別途お買い求め下さい。

また、実習定期券は Suica、PASMO などの IC カード定期券ではお求めいただけません。従来タイプの磁気定期券でのお取扱いとなりますので、ご周知のほどよろしくお願いたします。

5. 不登校の児童又は生徒が学校以外の施設に通う場合について

不登校の児童又は生徒が、在籍する学校以外の施設で相談・指導を受けるためにその施設に通所又は入所する場合、在籍する学校の代表者において一定の条件のもとにその通所又は入所する日数を指導要領上出席扱いと認定するときには、当該施設を在籍学校の実習機関とみなして、上記の取扱いをいたします。なお、この取扱いは小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の小学部・中学部・高等部に対する取扱いとなります。

実習用通学定期乗車券の発売申請先一覧(JR東日本)

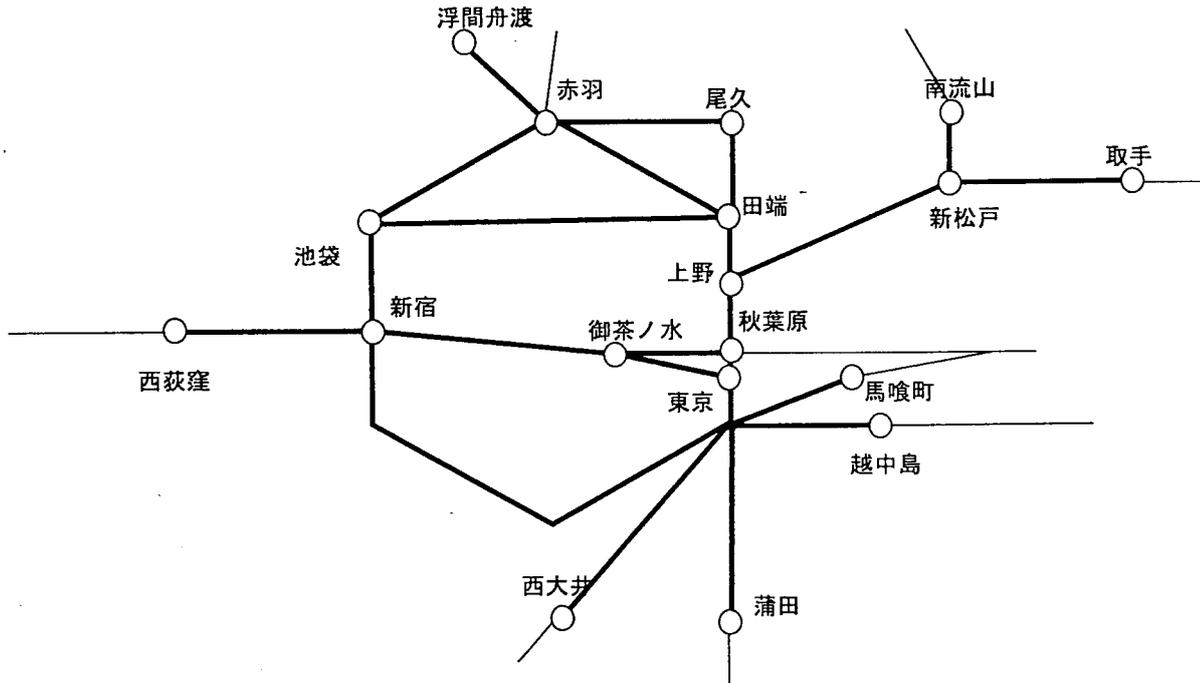
実習用通学定期乗車券の発売申請は、実習先最寄りのJR駅を管轄する支社宛てにお送りください。

◆実習用通学定期乗車券の申請先一覧(JR東日本)◆

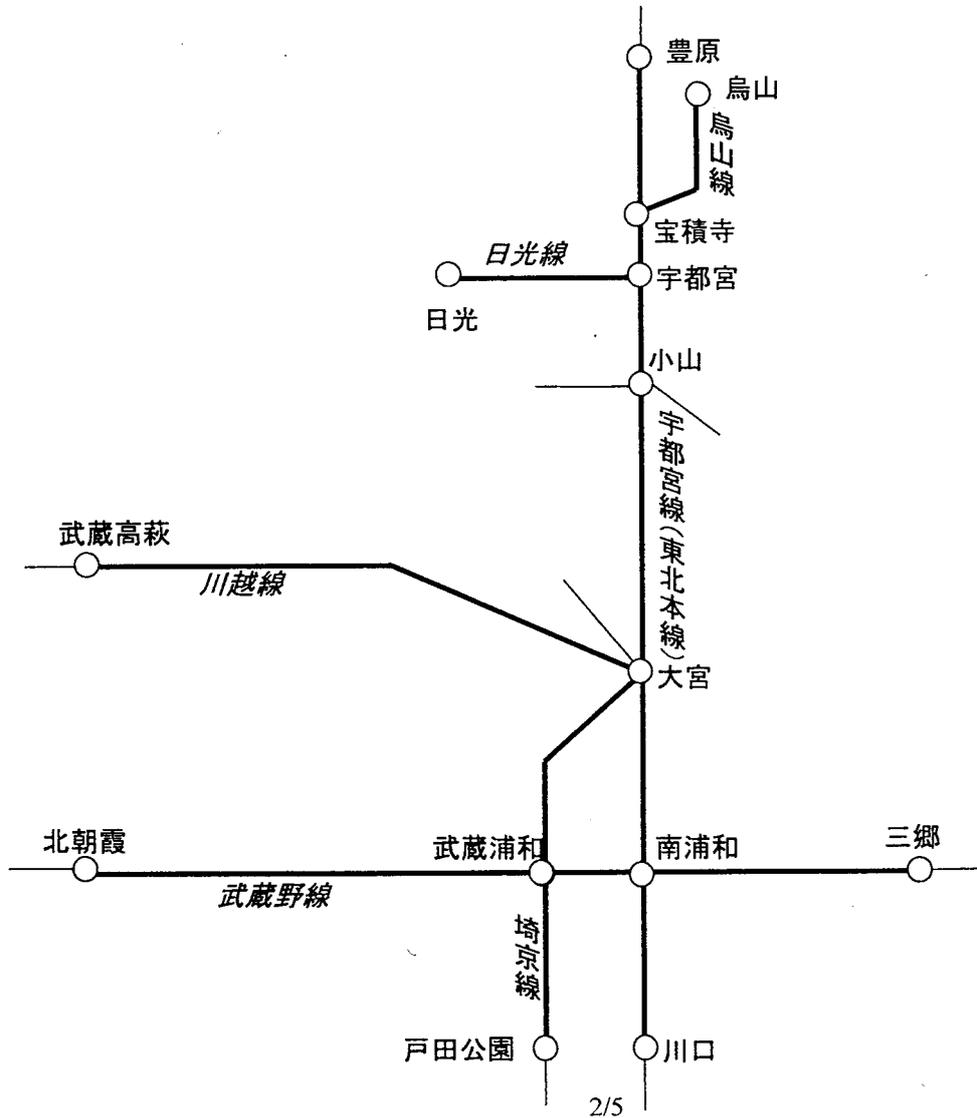
実習先最寄りのJR駅	申請先
下記図1の太線内区間各駅	東京支社 営業部 業務課 業務支援グループ(制度・連絡運輸) 〒114-8550 東京都北区東田端 2-20-68 TEL03-5692-6076
下記図2の太線内区間各駅	大宮支社 営業部 販売課 販売システムグループ(制度) 〒330-9555 埼玉県さいたま市大宮区錦町 434-4 TEL048-642-7384
下記図3の太線内区間各駅	横浜支社 営業部 業務課 営業指導グループ 〒220-0023 横浜市西区平沼 1-40-26 TEL045-320-2423
下記図4の太線内区間各駅	八王子支社 営業部 販売促進課 販売計画グループ 〒192-8502 八王子市旭町 1-8 TEL0426-20-8540
下記図5の太線内区間各駅	千葉支社 営業部(企画)営業指導グループ 〒260-8551 千葉市中央区新千葉 1-3-24 TEL043-222-4546
高崎線(宮原以北)、八高線(毛呂以北) 両毛線など	高崎支社 営業部 企画課 業務グループ 〒370-8543 高崎市栄町 6-26 TEL027-320-7147
下記図6の太線内区間各駅	水戸支社 営業部 販売課 販売業務グループ 〒310-0011 水戸市三の丸 1-4-47 TEL029-227-5736
東北線(久田野以北、石越以南) 常磐線(坂元以北)など	仙台支社 営業部 販売課 収入管理G 〒980-8580 仙台市青葉区五橋 1-1-1 TEL022-266-9629
東北線(油島以北)、釜石線、山田線など	盛岡支社 運輸部 企画課 業務グループ 〒020-0034 盛岡市盛岡駅前通 1番 41号 TEL019-625-4041
奥羽線(院内以北)、羽越線(本楯以北)、 田沢湖線(田沢湖以西)など	秋田支社 運輸部 営業課 サービスグループ 〒010-0001 秋田市中通 7丁目 1番 1号 TEL018-832-4005
上越線(土樽以北)、羽越線(酒田以南)、 磐越西線(山都以西)、白新線、越後線、 信越線(妙高高原～新潟間)など	新潟支社 営業部 企画課 企画グループ 〒950-8641 新潟市中央区花園 1丁目 1番 1号 TEL025-248-5141
中央線(信濃境～塩尻間)、篠ノ井線、 信越線(篠ノ井～黒姫間)など	長野支社 運輸部 企画課 営業指導・サービスグループ 〒380-0927 長野市栗田源田窪 992番地 6 TEL026-226-3777

別紙1

【東京支社の管轄エリア（太線部分）】 図1

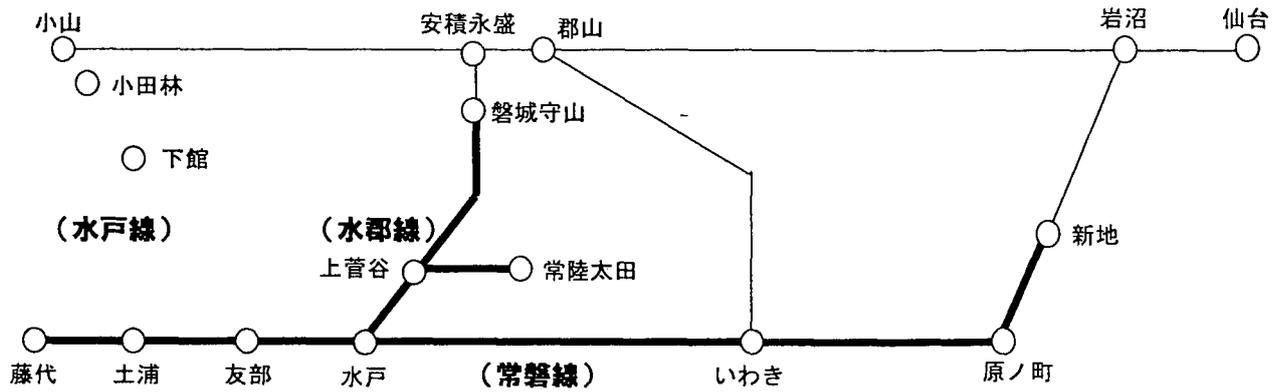


【大宮支社の管轄エリア（太線部分）】 図2



別紙1

【水戸支社の管轄エリア（太線部分）】 図6



申請書を送付される際は、必ず申請先をご確認下さい！
申請先を間違われた場合、受付できなかつたり、ご返送に相当お時間をいただく場合がございます。

実習用通学定期乗車券の発売申請先一覧（JR北海道、東日本、東海、西日本、四国、九州）

会社名	部署名	電話番号	郵便番号	住所
北海道旅客鉄道株式会社	本社 営業部 制度・商品開発グループ	011-700-5774	〒060-8644	北海道札幌市中央区北11条西15丁目1-1
東日本旅客鉄道株式会社	本社 営業部 運賃・制度グループ	03-5334-1160	〒151-8578	東京都渋谷区代々木2-2-2 JR本社ビル22階
	東京支社 営業部 業務課 業務支援グループ（制度・連絡運輸）	03-5692-6076	〒114-8550	東京都北区東田端2-20-68
	大宮支社 営業部 販売課 販売システムグループ（制度）	048-642-7384	〒330-9555	埼玉県さいたま市大宮区錦町
	横浜支社 営業部 業務課 営業指導グループ	045-320-2423	〒220-0023	神奈川県横浜市西区平沼1-40-26
	八王子支社 営業部 販売促進課 販売計画グループ	0426-20-8540	〒192-8502	東京都八王子市旭町1-8
	高崎支社 営業部 企画課 業務グループ	027-320-7147	〒370-8543	群馬県高崎市栄町6-26
	水戸支社 営業部 販売課 販売業務グループ	029-227-5736	〒310-0011	茨城県水戸市三の丸1-4-47
	千葉支社 営業部（企画）営業指導グループ	043-222-4546	〒260-8551	千葉県千葉市中央区新千葉1-3-24
	仙台支社 営業部 販売課 収入管理G	022-266-9629	〒980-8580	宮城県仙台市青葉区五橋1-1-1
	盛岡支社 運輸部 企画課 業務グループ	019-625-4041	〒020-0034	岩手県盛岡市盛岡駅前通1番41号
秋田支社 運輸部 営業課 サービスグループ	018-832-4005	〒010-0001	秋田県秋田市中通7丁目1番1号	
新潟支社 営業部 企画課 企画グループ	025-248-5141	〒950-8641	新潟県中央区花園1丁目1番1号	
長野支社 運輸部 企画課 営業指導・サービスグループ	026-226-3777	〒380-0927	長野県長野市栗田源田窪992番地6	
東海旅客鉄道株式会社	東海鉄道事業本部 運輸営業部 営業課	052-564-2410	〒453-8520	愛知県名古屋市中村区名駅1-3-4 JR東海太閤ビル
	静岡支社 運輸営業部 営業課	054-284-2221	〒420-0851	静岡県静岡市葵区黒金町4
	三重支店 運輸課	059-226-7509	〒514-0009	三重県津市羽所町700アスト津12階
西日本旅客鉄道株式会社	京都支社 営業課 制度担当者	075-682-8023	〒601-8411	京都市南区西九条北ノ内町5番地5
	大阪支社 営業課 制度担当者	06-6627-8228	〒545-0053	大阪市阿倍野区松崎町1丁目2番12号
	神戸支社 営業課 制度担当者	078-360-4024	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目3番2号
	金沢支社 営業課 制度担当者	076-253-5222	〒920-0005	金沢市高柳町9の1番地1
	和歌山支社 営業課 制度担当者	073-425-6105	〒640-8331	和歌山市美園町5-22
	福知山支社 営業課 制度担当者	0773-23-8612	〒620-8504	福知山市天田118番地1
	岡山支社 営業課 制度担当者	086-225-1117	〒700-0023	岡山県岡山市駅前町2丁目1番7号
米子支社 営業課 制度担当者	0859-32-8056	〒683-0036	米子市弥生町2番地	
広島支社 営業課 制度担当者	082-261-1791	〒732-0057	広島県広島市東区二葉の里3丁目8-21	
四国旅客鉄道株式会社	本社 営業部業務課	087-825-1636	〒760-8580	香川県高松市浜ノ町8-33
九州旅客鉄道株式会社	北部九州地域本社 営業課	093-583-5106	〒803-0812	福岡県北九州市小倉北区室町3-2-57
	長崎支社 営業課	095-827-4088	〒850-0058	長崎県長崎市尾上町1-89
	大分支社 営業課	097-538-2957	〒870-0831	大分県大分市要町1-1
	熊本支社 営業課	096-326-6968	〒860-0047	熊本県熊本市春日3-15-1
	鹿児島支社 営業課	099-253-4512	〒890-0045	鹿児島県鹿児島市武1-2-1

東日本旅客鉄道株式会社
東京支社長殿

JRから学校指定番号を付与されている学校はご記入下さい

学校名 東日本大学
代表者名 東日本 太郎 印 学 本

平成 年 月 日

実習承認番号

各鉄道会社名と宛名を、別紙1、2を参照してご記入下さい

乗車券の発売を申請します。なお、承認を受け違反したときは、いつ承認を取

学校名、代表社名、校印を忘れずにご記入下さい

実習用通学定期乗車券発売承認通知

実習用の通学定期乗車券の発売については、申請どおり承認いたします。

東日本旅客鉄道株式会社
東京支社長

(鉄道会社使用欄 この欄には記入しないでください。)

- 1 実習用通学定期乗車券の使用は、本学学生であって、学籍簿に記載のあるものに限る。
- 2 実習用通学定期乗車券の使用は、単位を修得する場合であって、本学所在地以外の実習所に通わせるときに限る。
- 3 実習用通学定期乗車券は、実習先の最寄駅から現住所までの区間に対し、順路によって購入し、使用させ
- 4 実習用通学証明書の発行は、**各項目が同じである学生が複数名いる場合は、1枚の申込書にまとめて記入できます。** 学科、学年、身分証明書番号、通学区間、通学開始日、指定番号及び発行番号を記載する。

「実習用通学定期乗車券発売明細書」

1 実習を必要とする事由

卒業研究実習による単位習得の為

5 実習先最寄り駅 東京 駅

6 実習期間 平成21年4月1日から平成21年4月30日まで

2 実習先名称・所在地・連絡先

名称；東京旅客鉄道大学
所在地；東京都千代田区丸の内〇〇
連絡先；03-1234-●●●●

7 通学する学生名簿

学科学年	学籍番号	氏名	現住所	学科学年	学籍番号	氏名	現住所
工学部	E12345	東京 三郎	東京都港区〇〇				
申請区間	現住所最寄駅 品川駅 → 実習先最寄駅 東京駅		申請区間				
学科学年	学籍番号	氏名	現住所	学科学年	学籍番号	氏名	現住所
工学部	F12321	上野 花子	東京都台東区〇〇	申請区間には鉄道会社に関わらず、全区間ご記入下さい。また、乗換駅についてもあわせてご記入下さい。			
申請区間	現住所最寄駅 上野駅 → 実習先最寄駅 東京駅		申請区間				
学科学年	学籍番号	氏名	現住所	学科学年	学籍番号	氏名	現住所
工学部	G12121	日吉 大輔	神奈川県川崎市〇〇				
申請区間	現住所最寄駅 (東急東横線日吉駅 →) 渋谷駅 → 実習先最寄駅 東京駅		申請区間	現住所最寄駅 実習先最寄駅			

3 本実習の科目名及び指導教員名

卒業研究 渋谷 光一

4 実習先から交通費等の支給の有無

有 (無)

【学校の実習申請ご担当者名】 山田 次郎 【連絡先】 03-▼▼▼▼-■

学校の実習申請ご担当者のお名前、連絡先のご記入を忘れずにご記入下さい。

学校名
代表者名

本学学生に対して、実習用による通学定期乗車券の発売を申請します。なお、承認を受けました際は、下記の各号の条件を遵守し、もし違反したときは、いつ承認を取り消されても異議は申しません。

記

- 1 実習用通学定期乗車券の使用は、本学学生であって、学籍簿に記載のあるものに限る。
- 2 実習用通学定期乗車券の使用は、単位を修得する場合であって、本学所在地以外の実習所に通わせるときに限る。
- 3 実習用通学定期乗車券は、実習先の最寄駅から現住所までの区間に対し、順路によって購入し、使用させる。
- 4 実習用通学証明書の発行に際しては、住所、氏名、年齢、学科、学年、身分証明書番号、通学区間、通学開始日、学校の名称及び所在地、学長氏名、証明の年月日、指定番号及び発行番号を記載し、学長印を押印して交付する。

「実習用通学定期乗車券発売明細書」

1 実習を必要とする事由 5 実習先最寄り駅 駅

6 実習期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

7 通学する学生名簿

2 実習先名称・所在地・連絡先

名称；

所在地；

連絡先；

3 本実習の科目名及び指導教員名

4 実習先から交通費等の支給の有無

有 無

学科学年	学籍番号	氏名	現住所	学科学年	学籍番号	氏名	現住所
申請 区間	現住所最寄駅		実習先最寄駅	申請 区間	現住所最寄駅		実習先最寄駅
学科学年	学籍番号	氏名	現住所	学科学年	学籍番号	氏名	現住所
申請 区間	現住所最寄駅		実習先最寄駅	申請 区間	現住所最寄駅		実習先最寄駅
学科学年	学籍番号	氏名	現住所	学科学年	学籍番号	氏名	現住所
申請 区間	現住所最寄駅		実習先最寄駅	申請 区間	現住所最寄駅		実習先最寄駅

【学校の実習申請ご担当者名】 _____ 【連絡先】 _____

平成 年 月 日

実習承認番号

実習用通学定期乗車券発売承認通知

実習用の通学定期乗車券の発売については、申請どおり承認いたします。

(鉄道会社使用欄 この欄には記入しないでください。)

実習区間が複数の鉄道会社にまたがる場合は、鉄道会社ごとに通学証明書を発行してください。

表

承認番号をご記入下さい

「実習」と赤書きして下さい

契印

実習第〇〇〇〇号

No. _____ 通 学 証 明 書

学校種別 又は指定番号		区 分
----------------	--	-----

男

・小学校、中学校、高等学校、大学、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園に該当する場合は、その学校種別をご記入下さい。

・「準東京〇〇〇」、「東京〇〇〇」のような学校指定番号が付与されている国公立の学校、専修学校及び各種学校については、その指定番号をご記入下さい。

・小学校、中学校、特別支援学校の小学部及び中学部、に該当する場合は、「義務課程」と赤書きして下さい。

・高等学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校の第3学年以下、に該当する場合は、「高等課程」と赤書きして下さい。

・公共職業訓練校の普通職業訓練生に該当する場合は、「普通職業訓練」と赤書きして下さい。

日発行

学校所在地		代表者
学 校 名		職 印
学校代表者氏名		

- 1 この証明書の有効期間は、発行の日から上記の期限まで（1箇月間）です。
- 2 この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入（性別は、該当のものを○で囲む。）してください。
- 3 この証明書のうち※印の欄は、通学者が記入してください。
- 4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。

下欄には、記入しないでください。

年 月 日まで		
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

表

契印		
No. 通学証明書		
学校種別 又は指定番号		区分
通学者の氏名・ 年齢及び性別	(歳) 男 女	
通学者の居住地	電話 ()	
部科及び学年	部	科 学年(年次)
証明書番号		
通学区間	駅	駅間 経由
通学定期乗車券の有効期間	箇月	
※通学定期乗車券の使用開始日	平成	年 月 日から
通学証明書の有効期限	平成	年 月 日まで
証 明	平成 年 月 日発行 学校所在地 学校名 学校代表者氏名	
	代表者 職印	
1 この証明書の有効期間は、発行の日から上記の期限まで(1箇月間)です。 2 この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入(性別は、該当のものを○で囲む。)してください。 3 この証明書のうち※印の欄は、通学者が記入してください。 4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。		
下欄には、記入しないでください。		
年 月 日まで		
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

18.2cm

12.5cm

(裏無地)